

官

報

号外 平成九年三月七日

○第一百四十回 衆議院会議録 第十六号

平成九年三月七日(金曜日)

議事日程 第六号

平成九年三月七日

第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣

提出)

第三 國公務員法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第四 男女共同参画審議会設置法案(内閣提出)

第五 森林病害虫等防除法の一部を改正する法

第六 森林組合法及び森林組合合併助成法

(内閣提出)

第七 沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰

に伴う特別措置に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第八 森林組合法及び森林組合合併助成法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

第九 沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰

に伴う特別措置に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 国立学校設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第三 國公務員法の一部を改正する法律

案(内閣委員長提出)

日程第四 男女共同参画審議会設置法案(内閣

提出)

午後零時三分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 國立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、國立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長(田孝治君)

○文教委員長(田孝治君) 委員長の報告を求めます。

○田孝治君 大切な問題となりました國立学

校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○田孝治君 本案は、國立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るために、所要の改正を行おうとして、その主な内容は次のとおりであります。

○田孝治君 〔二田孝治君登壇〕

○二田孝治君 大切な問題となりました國立学

校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○二田孝治君 本案は、國立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るために、所要の改正を行おうとして、その主な内容は次のとおりであります。

○二田孝治君 〔二田孝治君登壇〕

本案は、二月四日本院に提出され、二月十八日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、二月十九日小杉文部大臣から提案理由の説明を聽取し、同月二十六日質疑に入り、同日質疑を終了いたしました。

かくて、昨日討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二ないし第四の三案につきましては、日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略することとし、三案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三 國公務員法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四 男女共同参画審議会設置法案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、恩給法等の一部を改正する法律案、日程第二、國公務員法の一部を改正する法律案、日程第四、男女共同参画

審議会設置法案、右三案を一括して議題といたし

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。内閣委員長伊藤忠治君。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書
国家公務員法の一部を改正する法律案
男女共同参画審議会設置法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔伊藤忠治君登壇〕

○伊藤忠治君 ただいま議題となりました三法律案のうち、まず、恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、平成八年における公務員給与の改定及び消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を平成九年四月分から〇・八五%引き上げるほか、各種加算額等についても所要の改定を行おうとするものであります。

本案は、一月十七日本委員会に付託され、昨六日武蔵総務庁長官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、国家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

御承知のように、国営企業に勤務するいわゆる現業職員の在籍事務期間の上限については、昭和六十三年に改正された国営企業労働関係法の附則において「五年」とされていましたが、当分の間、七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とさえたところであります。ところが、それ以外のいわゆる非現業職員については、同じ国家公務員でありながら同様の措置が講じられていないのが現状であります。

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第一及び第四の両案を一括して採決いたします。

現業職員との均衡を図るために、本案を提出することとした次第であります。

以下、その内容について御説明いたします。

本案は、国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、現行法上「五年」とされている在籍事務期間の上限を、当分の間、「七年」以下の範囲内で人事院規則で定める期間」とするものであります。

なお、この法律は、平成九年四月一日から施行をもって委員会提出の法律案として決したものであります。

本案は、昨六日の内閣委員会において全会一致をもって可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

官報 (号外)

置を講ずることとしております。

委員会におきましては、一月二十六日藤本農林

水産大臣から両法律案の提案理由の説明を聴取

し、翌二十七日に質疑を行いました。

三月六日、まず、森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案に対して、日本共産党から、特別防除の命令・代執行を廃止することなどを内容とする修正案が提出され、趣旨説明の後、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次いで、森林組合法及び森林組合会併助成法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両法律案に對しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第七、沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしました。

委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長仲村正治君。

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔仲村正治君登壇〕

○仲村正治君 ただいま議題となりました沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案につきましてお話を述べます。

沖縄は、本土復帰後二十五年を迎えることとする今日においても、なお、本土との所得格差等その経済社会は依然として厳しい状況にあります。

本案は、このようないくつかの問題にかんがみ、沖縄の振興開発等を図るため、沖縄島と本土との間の航空運賃の引き下げに資する措置等を新たに講ずることとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置をそれ五年延長しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず、沖縄振興開発特別措置法の一部改正は、

第一に、沖縄島と沖縄以外の本邦の地域間を行する旅客用航空機に積み込まれる航空燃料に係る航空機燃料税を租税特別措置法で定めるところにより軽減するものとすること、

第二に、自由貿易地域内における関税法上の保稅地帯に係る許可手数料を政令で定めるところにより軽減することができるものとすること、

第三に、沖縄の離島の地域内において新設された旅館業の用に供する建物等について、租税特別措置法で定めるところにより特別優待を行ふこ

とに、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正でありますが、沖縄県産酒類等に係る内国消費税の軽減措置及び特定の製造用原料品等に係る関税等に関する特例措置の適用期限をそれ

ぞれ五年延長することとしております。

本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、二十日稻垣沖縄開発庁長官から提案理由の説明を終り、三月六日採決いたしましたところ、全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申しあげます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後零時二十四分散会

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長の報告

(意見書受領)

一、昨六日、人事院總裁赤富啓之助君から次の意見書を受領した。

国家公務員法第二十三条の規定に基づく研究業務に従事する一般職の職員の任期を定めた採用等に関する法律の制定についての意見

国家公務員法第二十三条の規定に基づく國と民間企業との間の人事交流を適正に実施するための制定についての意見

一、昨六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議長の報告

三

官 報 (号外)

理由
国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、政策研究大学院大学を新設し、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成九年度の職員の定員を定めることとし、学部の名称等を政令で定めることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に關する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るために、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 国立大学の学部の名称及び筑波大学の学群の種類を政令で定めること。
- 2 政策研究大学院大学を新設すること。
- 3 名古屋大学医療技術短期大学部を廃止すること。
- 4 三重大学医療技術短期大学部及び長崎大学商科短期大学部を廃止すること。
- 5 国立大学の大学院に置かれる研究科に附属の教育施設又は研究施設を置くとする規定を追加すること。
- 6 昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成九年度の職員の定員を定めること。
- 7 この法律は、公布の日から施行すること。

ただし、6に関する規定中定員の員数に係る部分は平成九年四月一日から、2に関する規定は同年十月一日から、4に関する規定は平成十一年四月一日から、3に関する規定は平成十三年四月一日から、それぞれ施行すること。

8 政策研究大学院大学は、平成十二年度から学生を入学させるものとすること。

二 議案の可決理由

本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成九年度国立学校特別会計予算に、約九千二百万円が計上されている。

右報告する。

平成九年三月六日

文教委員長 二田 幸治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

恩給法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成九年一月三十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)
第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号表中「五、五五五、〇〇〇円」を「五、六〇一、〇〇〇円」に、「四、六一九、〇〇〇円」を「四、六六八、〇〇〇円」に、「三、八一」、「〇〇〇円」を「三、八四四、〇〇〇円」に、「三、〇一六、〇〇〇円」を「三、〇四一、〇〇〇円」に、「一、九九〇、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、一一六、六〇〇円」を「五、一六〇、九〇〇円」に、「四、八一九、〇〇〇円」を「四、八六〇、〇〇〇円」に、「四、六一八、六〇〇円」を「四、六五七、七〇〇円」に改める。

附則第二十七条ただし書中「百七十六万円」を「百七十七万五千円」に、「百三十六万九千円」を「百三十八万一千円」に改める。

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条ただし書中「百七十六万円」を「百三十八万一千円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

別表第三号表中「五、九一〇、〇〇〇円」を「五、九六〇、〇〇〇円」に、「四、九〇一、〇〇〇円」を「四、九四三、〇〇〇円」に、「四、二〇五、〇〇〇円」を「四、一一四、〇〇〇円」に、「三、四五五、〇〇〇円」を「三、四八四、〇〇〇円」に、「一、七七一、〇〇〇円」を「一、七九五、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「五、一二六、六〇〇円」を「五、一六〇、九〇〇円」に、「四、八一九、〇

八 政策研究大学院大学は、平成十二年度から

学生を入学させるものとすること。

官 報 (号外)

少佐	三、六五七、〇〇〇円	一、五六五、七〇〇円	一、四九〇、五〇〇円
大尉	三、〇一五、八〇〇円	一、四七八、九〇〇円	一、三三六、〇〇〇円
中尉	一、四六六、八〇〇円	一、四六六、九〇〇円	一、一七四、三〇〇円
少尉	一、一一五、四〇〇円	一、三三六、〇〇〇円	一、三三一、三〇〇円
准士官	一、八九三、一〇〇円	一、五六五、七〇〇円	一、四七八、九〇〇円
曹長又は上等兵曹			
軍曹又は一等兵曹			
伍長又は二等兵曹			
兵	一、三三六、〇〇〇円	一、四二六、九〇〇円	一、三三六、〇〇〇円
備考、各階級は、これに相当するものを含むものとする。			
附則別表第四中「一、七九八、〇〇〇円」を「一、八二三、〇〇〇円」に改める。			
附則別表第五中「一、六三六、〇〇〇円」を「一、六五〇、〇〇〇円」と、「一、三三三、〇〇〇円」を「一、三三一、〇〇〇円」と、「九三三、〇〇〇円」を「九三一、〇〇〇円」と改める。			
附則別表第六(附則第十三条関係)			

附則別表第六の二(附則第十三条関係)		附則別表第七(附則第十三条関係)	
仮 定 債 給 年 額	金 額	仮 定 債 給 年 額	金 額
七、七九二、〇〇〇円	七、四五、四〇〇円	一、八九三、一〇〇円	一、一一五、四〇〇円
六、九九七、八〇〇円	六、六五八、七〇〇円	一、五六五、七〇〇円	一、七三一、七〇〇円
五、五一、五〇〇円	五、一六〇、九〇〇円	一、四七八、九〇〇円	一、六一六、三〇〇円
四、八六〇、〇〇〇円	一、三三六、〇〇〇円	一、四六六、八〇〇円	一、五六五、七〇〇円
四、四九七、三〇〇円	三、六五七、〇〇〇円	三、〇一五、八〇〇円	三、三三〇、一〇〇円
一、八九三、一〇〇円	一、四二六、九〇〇円	一、四一五、四〇〇円	一、六七七、五〇〇円
一、五六五、七〇〇円	一、三三六、〇〇〇円	一、三三六、〇〇〇円	一、三四一、三〇〇円
一、七三一、七〇〇円	一、四七八、九〇〇円	一、四七八、九〇〇円	一、四一六、九〇〇円
一、六一六、三〇〇円	一、五六五、七〇〇円	一、五六五、七〇〇円	一、三三一、三〇〇円
一、三四〇、一〇〇円	一、三三六、〇〇〇円	一、三三六、〇〇〇円	一、三三一、三〇〇円
一、六七七、五〇〇円	一、四一五、四〇〇円	一、四一五、四〇〇円	一、三三一、三〇〇円
一、三四一、三〇〇円	一、三三六、〇〇〇円	一、三三六、〇〇〇円	一、三三一、三〇〇円

官報 (号)

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
三〇二五、八〇〇円	三、六五七、〇〇〇円
一四六六、八〇〇円	二、八七六、一〇〇円
一一一五、四〇〇円	一、五九一、〇〇〇円
一八九三、二〇〇円	一、三四一、三〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百三十六万九千円」を「百三十八万五千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成八年四月分」を「平成九年四月分」に改め、同項の表中「一、〇九九、五〇〇円」を「一、一〇八、八〇〇円」に、「八、四、六〇〇円」を「八三一、六〇〇円」に、「六五九、七〇〇円」を「六六五、三〇〇円」に、「五四九、八〇〇円」を「五五四、四〇〇円」に、「七六八、八〇〇円」を「七七五、三〇〇円」に、「五七六、六〇〇円」を「五八一、五〇〇円」に、「四六一、三〇〇円」を「四六五、二〇〇円」に、「三八四、四〇〇円」を「三八七、七〇〇円」に改め、同条第四項中「平成八年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年三月七日)の一部を次のように改正する。)

附則第十三条第二項の表中「四、一三三、〇〇〇円」を「四、一七一、〇〇〇円」に、「三、五

三一、三〇〇円」を「三、五六一、三〇〇円」に、「二、九一九、三〇〇円」を「一、九四四、一〇〇円」に、「二、三一四、〇〇〇円」を「一、三三三、七〇〇円」に、「一、八八一、九〇〇円」を「一、八九七、九〇〇円」に、「一、五一五、〇〇〇円」を「一、五三八、〇〇〇円」に、「一、三八六、三〇〇円」を「一、三九八、一〇〇円」に、「一、一六一、八〇〇円」を「一、二七一、五〇〇円」に、「一、〇一四、五〇〇円」を「一、〇一三、一〇〇円」に、「八一九、八〇〇円」を「八一六、八〇〇円」に、「七二、一〇〇円」を「七二七、一〇〇円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年四月分)の一部を次のように改正する。)

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「二十六万三千六百円」を「二十六万三千九百円」に改め、同項

第一号及び第三号中「十五万六百円」を「十五万八百円」に改め、同条第二項中「十二万一千六百円」を「十三万三千八百円」に改める。

(施行期日)

附則第十五条第二項中「三十八万四千四百円」を「三十八万七千七百円」に、「二十八万八千三百円」を「二十九万八百円」に改め、同条第四項中「八万五千五百円」を「八万六千五百円」に改める。

(附則)

(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)

第一条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という。附則第十条第一項に規定する旧軍人(附則第十条において「旧軍人」という。)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧準軍人(附則第十条において「旧準軍人」という。)を除く。)に給する普通恩給又は

これらの者の遺族に給する扶助料については、平成九年四月分以後、これらの年額を、これら

の年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死(当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改定後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十条において同じ。)の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。)について、平成九年四月分以後、その年額(恩給法第六十五条规定による年額を除く。)を、改正後の恩給法第六十五条规定による年額を、これより算出する。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十一号)の一部を次のように改定する。

附則第十四条第一項第一号中「二十六万三千六百円」を「二十六万三千九百円」に改め、同項

第一号及び第三号中「十五万六百円」を「十五万八百円」に改め、同条第二項中「十二万一千六百円」を「十三万三千八百円」に改める。

(附則)

第五条 第七項症の増加恩給については、平成九年四月分以後、その年額(法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条规定による年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあって

第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成九年四月分以後、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という。附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十一号)。次条において「法律第五十一号」という。附則第十四条第一項又は第六条の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成九年四月分以後、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第九条 傷病者遺族特別年金については、平成九年四月分以後、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条规定によつて算出して得た年額に改定する。

(附則)

第六条 旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定

第十一条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成九年四月分以後、これらの年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあって

は、改正後の法律第二百五十五号附則別表第八の下欄に掲げる金額)を退職又は死(当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)に改定する。

(職權改定)

第十二条 この法律の附則の規定による恩給年額

は、改正後の法律第二百五十五号附則別表第八の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則別表(附則第一条関係) 恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸 給年額	仮定俸給年額
一、一一三、一〇〇円	一、一一三、七〇〇円
一、一六一、六〇〇円	一、一七一、五〇〇円
一、二二三、一〇〇円	一、二二三、六〇〇円
一、二六三、六〇〇円	一、二七四、三〇〇円
一、三一四、八〇〇円	一、三三六、〇〇〇円
一、三四六、七〇〇円	一、三五八、一〇〇円
一、三七八、八〇〇円	一、三九〇、五〇〇円
一、四一四、九〇〇円	一、四二六、九〇〇円
一、四六六、四〇〇円	一、四七八、九〇〇円
一、五一、〇〇〇円	一、五三、八〇〇円
一、五五、五〇〇円	一、五六五、七〇〇円
一、六〇、七〇〇円	一、六一六、三〇〇円
一、六五三、一〇〇円	一、六六七、三〇〇円
一、七〇八、一〇〇円	一、七三、七〇〇円
一、七六三、九〇〇円	一、七七八、九〇〇円
一、八三三、三〇〇円	一、八四八、九〇〇円
一、八七七、一〇〇円	一、八九三、二〇〇円
一、九三三、六〇〇円	一、九五〇、〇〇〇円

一、九八八、六〇〇円	一、〇〇五、五〇〇円
一、〇九七、六〇〇円	一、一五、四〇〇円
一、二六、九〇〇円	一、四五、〇〇〇円
一、二二一、〇〇〇円	一、二九、八〇〇円
一、三一、六〇〇円	一、三四、三〇〇円
一、四六、〇〇〇円	一、四六六、八〇〇円
一、五〇九、一〇〇円	一、五三〇、五〇〇円
一、五六九、一〇〇円	一、五九一、〇〇〇円
一、六五四、九〇〇円	一、六七七、五〇〇円
一、七〇五、五〇〇円	一、七二八、五〇〇円
一、八五一、九〇〇円	一、八七六、一〇〇円
一、九一四、五〇〇円	一、九四九、四〇〇円
三、〇〇〇、三〇〇円	三、〇一五、八〇〇円
三、一四六、三〇〇円	三、一七三、〇〇〇円
三、一九三、五〇〇円	三、二二一、五〇〇円
三、二二一、九〇〇円	三、二五〇、一〇〇円
三、三九〇、五〇〇円	三、四二、九〇〇円
三、六二六、一〇〇円	三、六五七、〇〇〇円
三、七九七、一〇〇円	三、八五、四〇〇円
三、九〇一、七〇〇円	三、九三、九〇〇円
四、〇〇五、七〇〇円	四、〇三九、七〇〇円
四、一二四、七〇〇円	四、一五〇、五〇〇円
四、四一九、一〇〇円	四、四五六、八〇〇円
四、四五九、四〇〇円	四、四五九、三〇〇円
四、六一八、四〇〇円	四、六五七、七〇〇円
四、八一九、〇〇〇円	四、八六〇、〇〇〇円
五、〇一八、五〇〇円	五、〇六一、一〇〇円
五、二六、六〇〇円	五、二六〇、九〇〇円

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給及び扶助料の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

普通恩給		短(六十五歳以上に限る)在職者		长期在職者		区 分		現行年額(円)		改定年額(円)	
		六十歳未満	六十五歳以上	六十歳未満	六十五歳以上	六十歳未満	六十五歳以上	一、〇九九、五〇〇	一、一〇八、八〇〇	八三一、六〇〇	八三二、六〇〇
六、四九二、七〇〇円	六、五四七、九〇〇円	六、六五八、七〇〇円	六、七八一、二〇〇円	六、七一四、〇〇〇円	六、九九七、八〇〇円	六、九三八、八〇〇円	六、九九七、八〇〇円	六、〇四一、三〇〇円	五、七八〇、五〇〇円	六、一七四、一〇〇円	六、一九九、四〇〇円
六、二四六、三〇〇円	六、二九九、四〇〇円	六、二九九、四〇〇円	六、二九九、四〇〇円	七、一五五、九〇〇円	七、二二六、七〇〇円	七、一九六、三〇〇円	七、二五六、五〇〇円	七、一三四、六〇〇円	七、一九六、三〇〇円	七、二七一、九〇〇円	七、三三四、七〇〇円
七、三六一、八〇〇円	七、四四五、四〇〇円	七、六〇八、八〇〇円	七、七九二、〇〇〇円	七、七三六、三〇〇円	七、八八一、六〇〇円	七、八一六、二〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、二七一、九〇〇円	七、三六一、八〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、一一三、一〇〇円未満の場合又は七、九〇八、三〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇〇八五を乗じて得た額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)を、仮定俸給年額とする。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提 出)に関する報告書	
一 議案の目的及び要旨 本案は、恩給受給者に対する処遇の適正化を図るため、平成八年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合	

勘案し、恩給年額を〇・八五%引き上げること。
か、各種加算額等についても所要の改定を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 仮定俸給の引上げ

恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額

を、平成九年四月分以後、〇・八五%引き上げること。

2 普通恩給等の最低保障額の増額

平成九年四月分以後、それぞれ次表のとおり〇・八五%引き上げること。

普通扶助料		短期在職者		长期在職者		区 分		現行年額(円)		改定年額(円)	
		六十歳未満	六十五歳以上	六十歳未満	六十五歳以上	六十歳未満	六十五歳以上	一、〇九九、五〇〇	一、一〇八、八〇〇	八三一、六〇〇	八三二、六〇〇
実在職年六年未満	五四九、八〇〇	六五九、七〇〇	六五九、七〇〇	六十五歳未満	一、〇九九、五〇〇	八二四、六〇〇	八二四、六〇〇	一、〇九九、五〇〇	一、一〇八、八〇〇	八三一、六〇〇	八三二、六〇〇
実在職年六年以上九年未満	三八四、四〇〇	三八七、七〇〇	三八七、七〇〇	六十五歳未満	一、一〇八、八〇〇	七六八、八〇〇	七六八、八〇〇	一、一〇八、八〇〇	一、一〇八、八〇〇	八三一、六〇〇	八三二、六〇〇
実在職年六年以上九年未満	三八四、四〇〇	三八七、七〇〇	三八七、七〇〇	六十五歳未満	一、一〇八、八〇〇	五七六、六〇〇	五七六、六〇〇	一、一〇八、八〇〇	一、一〇八、八〇〇	八三一、六〇〇	八三二、六〇〇
公務扶助料の最低保障額の増額 公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、平成九年四月分以後、次表のとおり〇・八五%引き上げること。	公務扶助料 例扶助料 增加非公死扶助料及び特例扶助料	现行年額(円) 一、七六〇、〇〇〇 一、八九二、六〇〇	改定年額(円) 一、七七五、〇〇〇 一、九〇八、八〇〇	公務扶助料 例扶助料 增加非公死扶助料及び特例扶助料	现行年額(円) 一、三六九、〇〇〇 一、五一、六〇〇	改定年額(円) 一、三八一、〇〇〇 一、五四、八〇〇	公務扶助料 例扶助料 增加非公死扶助料及び特例扶助料	现行年額(円) 一、三六九、〇〇〇 一、五一、六〇〇	改定年額(円) 一、三八一、〇〇〇 一、五四、八〇〇	公務扶助料 例扶助料 增加非公死扶助料及び特例扶助料	现行年額(円) 一、三六九、〇〇〇 一、五一、六〇〇

官報(号外)

平成九年三月七日 衆議院会議録第十六号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

4

傷病恩給の基本年額の増額

おり〇・八五%引き上げること。

(+) 増加恩給

区 分	現行年額(円)	改定年額(円)
第一項症	五、五五五、〇〇〇	五、六〇一、〇〇〇
第二項症	四、六一九、〇〇〇	四、六六八、〇〇〇
第三項症	三、八二二、〇〇〇	三、八四四、〇〇〇
第四項症	三、〇一六、〇〇〇	三、〇四一、〇〇〇
第五項症	二、四四一、〇〇〇	二、四六一、〇〇〇
第六項症	一、九七三、〇〇〇	一、九九〇、〇〇〇
第七項症	一、七九八、〇〇〇	一、八一三、〇〇〇

(+) 傷病年金

区 分	現行年額(円)	改定年額(円)
第一款症	一、六三六、〇〇〇	一、六五〇、〇〇〇
第二款症	一、三三三、〇〇〇	一、三二四、〇〇〇
第三款症	一、〇五六、〇〇〇	一、〇六五、〇〇〇
第四款症	九三三、〇〇〇	九四一、〇〇〇

(+) 特例傷病恩給

区 分	現行年額(円)	改定年額(円)
第一項症	四、二三五、〇〇〇	四、二七一、〇〇〇
第二項症	三、五三三、三〇〇	三、五六一、三〇〇
第三項症	二、九一九、三〇〇	二、九四四、一〇〇
子一人	一、三一四、〇〇〇	一、三三三、七〇〇
子を有しない六十歳以上	一五〇、六〇〇	一五〇、八〇〇

6

寡婦加算及び遺族加算の増額

普通扶助料に係る寡婦加算の額を、次表のとおり増額すること。

扶養遺族数等	現行年額(円)	改定年額(円)
子二人以上	二六三、六〇〇	二六三、九〇〇
子一人	一五〇、六〇〇	一五〇、八〇〇

5

傷病者遺族特別年金の基本年額の増額

傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成九年四月分以後、次表のとおり〇・八五%引き上げること。

区 分	現行年額(円)	改定年額(円)
第一款症	三八四、四〇〇	三八七、七〇〇
第二款症	四六九、九一〇	四七四、二一〇
第三款症	二八八、三〇〇	二九〇、八〇〇
第四款症	三七三、八一〇	三七七、三一〇

号外報

(二) 遺族加算の増額

公務関係扶助料及び傷病者遺族特別年金受給者に支給される遺族加算の額を、次表のとおり増額すること。

区	分	現行年額(円)	改定年額(円)
公務関係扶助料	一三三、六〇〇	一三三、八〇〇	
傷病者遺族特別年金	八五、五一〇	八六、五一〇	

短期在職の旧軍人等に係る仮定俸給の改善

短期在職の旧軍人若しくは旧準軍人又はこの者の遺族等に給する恩給の年額を計算する基礎となる仮定俸給年額を、平成九年四月以降、一号俸引き上げること。

二 議案の可決理由

この法律は、平成九年四月一日から施行すること。

国家公務員法の一部を改正する法律
国家公務員法(昭和二十一年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二条を加える。

第十八条 第百八条の六の規定の適用については、国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」とする。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成九年度一般会計予算に約九十八億五千百万円が計上されている。

右報告する。

平成九年三月六日

内閣委員長 伊藤 忠治
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国家公務員法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成九年三月六日

提出者 内閣委員長 伊藤 忠治

男女共同参画審議会設置法案

右の議案を提出する。

平成九年二月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

男女共同参画審議会設置法

(目的及び設置)

第一条 男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画審議会の実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会(男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。以下同じ。)の形成の促進に資するため、総理府に、男女共同参画審議会(以下「審議会」という)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

二 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

(港湾調整審議会を置く)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(資料の提出その他の協力)

第六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十一条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十三条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十四条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十五条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第二十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第二十一条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第二十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第二十三条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第二十四条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第二十五条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第二十六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第二十七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第二十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第二十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十一条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十三条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十四条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十五条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第四十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第四十一条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第四十三条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第四十四条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第四十五条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第四十六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第四十七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第四十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第四十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第五十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第五十一条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第五十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第五十三条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第五十四条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第五十五条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第五十六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第五十七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第五十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第五十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

男女共同参画審議会設置法案(内閣提出)に
関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、男女の権利が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現する」との緊要性にかんがみ、男女共同参画社会(男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。以下同じ。)の形成の促進に資するため、総理府に、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 所掌事務
- (一) 審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (二) 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 2 組織
- (一) 審議会は、委員二十五人以内で組織すること。
- (二) 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。
- (三) 委員の任期は、一年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- (四) 委員は、再任されることができる。委員は、非常勤とする。

田 喬議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める」と。

4 資料の提出その他の協力

(一) 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(二) 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

5 政令への委任

(一) この法律は、平成九年四月一日から施行する」と。

6 施行期日等

(一) この法律は、平成九年四月一日から施行する」と。

7 議案の可決理由

(一) 本案は、男女の権利が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現する」との緊要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

8 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成九年度一般会計予算に約一千二百萬円が計上されている。右報告する。

平成九年三月六日

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

右
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
内閣委員長 伊藤 忠治

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案(内閣提出)に

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十
三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「松くい虫、松毛虫その他のこ
ん虫類、菌類、バイラス及び獣類であつて政令で
定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号
を加える。

一 松の枯死の原因となる線虫類(以下「線虫
類」という。)を遙ぶ松くい虫(以下「松くい虫」と
いう。)

二 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫
類であつて、急激にまん延して森林資源に重
大な損害を与えるおそれがあるため、その駆
除又はまん延の防止につき特別の措置を要す
るものとして政令で定めるもの(以下「特定せ
ん孔虫」という。)

三 前二号に掲げるもののほか、松毛虫その他の
昆蟲類、菌類、ウイルス及び獣類であつて
政令で定めるもの

第一條に次の五項を加える。

この法律において「特定森林」とは、特定樹種
(松くい虫に係る場合にあつては松、特定せん
孔虫に係る場合にあつては特定せん孔虫の種類
)と政令で定める樹種をいう。以下同じ。)か
らなる森林をいう。

4 この法律において「高度公益機能森林」とは、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第一
十五条第一項又は第二項の規定により保安林と
して指定された特定森林及びその他の公益的機
能が高い特定森林であつて特定樹種以外の樹種
からなる森林については当該機能を確保するこ
とが困難なものとして政令で定める特定森林を
いう。

5 この法律において「被害拡大防止森林」とは、
松くい虫又は特定せん孔虫(以下「松くい虫等」と
いう。)の被害対策を緊急に行わないとされ
ば、松くい虫が運ぶ線虫類又は特定せん孔虫
(以下「特定原因病害虫」という。)により当該特

森林に発生している被害が高度公益機能森林
に著しく拡大することとなると認められる特定
森林(高度公益機能森林を除く。)をいう。6 この法律において「特別伐倒駆除」とは、松く
い虫等が付着している樹木の伐倒及び破碎(省
令で定める基準に従い行つものに限る。以下同
じ。)又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含
む。)をいう。

7 この法律において「樹種転換」とは、特定森林
を保護し、及びその有する機能を確保するため
に行う特定原因病害虫により被害が発生してい
る特定森林の特定樹種以外の樹種又は特定原因
病害虫により枯死するおそれない特定樹種か
らなる森林への転換をいう。

8 第二条第一項中「且つ」を「かつ」に、「左の各号
に」を「次に」に改め、同項第一号中「の附着して
いる樹木」を「が付着している樹木」に、「その附着」
を「その付着」に改め、同項第一号中「附着」を「付
着」に改め、同項第二号中「の附着している樹木」
に「が付着している樹木」に、「その附着」を「その
付着」に改め、同項第五号及び第六号中「附着」
を「付着」に改め、同項第九項中「第一項の下に」に「か
ら第三項まで」を加え、同項を同条第十一項と
し、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中
「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「左
に」を「次に」に改め、同項第一号中「又は第六号に
掲げる」を「若しくは第六号、第二項又は第三項の
規定による」に、「左の」を「次の」に改め、同号イ
中「第三項各号」を「第五項各号」に改め、「左
に」を「次に」に改め、同項第一号中「又は第六号に
掲げる」を「若しくは第六号、第二項又は第三項の
規定による」に、「左の」を「次の」に改め、同号イ
中「第三項各号」を「第五項各号」に改め、「左
に」を「次に」に改め、「左の」を「次の」に改め、同
号中「掲げる命令」を「規定する命令」に、「第三項
各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第九項
とし、同条第六項中「第三項ただし書」を「第五項
ただし書」に、「又は第六号に掲げる」を「若しくは
第六号、第二項又は第三項の規定による」に、「同
号」を「第一項、第二項又は第三項」に改め、同項
を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、
第四項を第六項とし、同条第三項中「第一項」の下
に「から第三項まで」を加え、同項を同条第五項と

官報(号外)

し、同条第一項中「前項」を「前三項」に、「こえな

い」を「超えない」に改め、同項を同条第四項と

し、同条第一項の次に次の二項を加える。

農林水産大臣は、松くい虫等が異常にまん延

して森林資源たる特定森林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、前項の規定によるとするほか、早期に、かつ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要

あるおそれがあると認めるときは、前項の規定によるとするほか、早期に、かつ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要

第二項の次に次の二項を加える。

都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又は

そのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、前項の規定によるほか、その必要

の限度において、区域及び期間を定め、高度公

益機能森林又は被害拡大防止森林につき、当該

特定森林を所有し、又は管理する者に対し、特

別伐倒駆除を命ずることができる。

都道府県知事は、高度公益機能森林又は被害

拡大防止森林につき、第一項の規定による命令

（松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び薬

剤による防除に係るものに限る。）又は前項の規

定による命令をするに際し、又は命令をした後

において、特定原因病害虫により当該特定森林

に発生している被害の状況からみて、この

命令（松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び薬

剤による防除に係るものに限る。）又は前項の規

定による命令をするに際し、又は命令をした後

において、特定原因病害虫により当該特定森林

の他森林病害虫等の薬剤による防除に関する基

本的な事項を定めるものとする。

前項に規定する特別防除を行うことのできる

森林に関する基準は、当該森林の存する地域の

自然環境及び生活環境に対する特別防除による

影響に配慮し、国内希少野生動植物種（絶滅の

おそれのある野生動植物の種の保存に関する法

律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規

定する国内希少野生動植物種をいう）、天然記

念物（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十

四号）第六十九条第一項の規定により指定され

た天然記念物をいう。）等の貴重な野生動植物の

生存する森林その他の森林で特別防除を行つこ

とが適当でないと認められるものが明確になる

ように定められなければならない。

農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又は

これを変更しようとするときは、都道府県

の長に協議するとともに、中央森林審議会及び

関係都道府県知事の意見を聴かなければなら

ない。

農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又は

これを変更しようとするときは、関係行政機関

とともに、関係都道府県及び関係市町村長に通知し

ることとともに、関係行政機関の長及び関係都道

府県知事に通知しなければならない。

農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又は

これを変更しようとするときは、遅滞なく、こ

れを公表するとともに、関係市町村長に通知し

なければならない。

都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定

め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、こ

れを公表するとともに、関係市町村長に通知し

なければならない。

別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環

境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにす

るために必要な措置に関する事項その他森林病

害虫等の薬剤による防除に関する事項を定める

ものとする。

都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更

しようとするときは、都道府県森林審議会及び

都道府県防除実施基準に従つて、自然環境

及び生活環境の保全に配慮し、薬剤の安全かつ

適正な使用を確保するとともに、農業、漁業そ

の他の事業に被害を及ぼさないように必要な措

置を講ずるものとし、地域住民等関係者の理解

と協力が得られることとなるよう努めるもの

とする。

（薬剤の安全かつ適正な使用等）

第七条の四 特別防除を行う者は、防除実施基準

及び都道府県防除実施基準に従つて、自然環境

及び生活環境の保全に配慮し、薬剤の安全かつ

適正な使用を確保するとともに、農業、漁業そ

の他の事業に被害を及ぼさないように必要な措

置を講ずるものとし、地域住民等関係者の理解

と協力が得られることとなるよう努めるもの

とする。

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病害虫に

発生している被害の状況からみて、松くい虫等を

駆除し、又はそのまん延を防止することによ

り、森林資源として重要な特定森林を保護し、

及びその有する機能を確保するため特に必要が

あると認めるときは、松くい虫等の種類ごと

に、民有林である特定森林について高度公益機

能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しな

ければならない。

都道府県防除実施基準においては、防除実施

域の指定又は変更については、第七条の三第三項及び第四項の規定を準用する。

(樹種転換促進指針)

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針(以下「樹種転換促進指針」という。)を定めなければならない。

2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

4 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(森林組合等に対する樹種転換に関する助言等)
第七条の七 都道府県知事は、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、樹種転換促進指針に即して、森林組合又は森林整備法人(分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第九条第二号に掲げる森林整備法人をいう。)に対し、これらの者が行う樹種転換に関する規程の設定その他の樹種転換の促進に資する措置に関し必要な助言、指導及び勧告をすることができる。

(樹種転換を特に促進すべき特定森林の公表)

第七条の八 都道府県知事は、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、樹種転換促進指針

に即して、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、樹種転換を実施することを特に促進すべき特定森林を選定し、これを公表することができる。

この場合において、都道府県知事は、当該特定森林を所有し、又は管理する者に對し、施業その他必要な事項に関し助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(地区防除指針)

第七条の九 都道府県知事は、第七条の五第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林と併せて松くい虫等の被害対策を行なう必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に

ある民有林である特定森林であつて次条第一項の地区実施計画の対象となるものにつき、当該特定森林を所有し、又は管理する者が行なうべき松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置(以下「自主防除措置」という。)に関する指針(以下「地区防除指針」という。)を定めなければならない。

2 地区防除指針においては、その対象となる特定森林の区域及び当該特定森林についての自主防除措置の実施に關する事項を定めるものとする。

3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その対象となる特定森林を所有する者の意見を聽くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(地区実施計画の遵守)

第七条の十一 地区実施計画の対象となる特定森林を所有し、又は管理する者は、地区実施計画に即して自主防除措置を実施するよう努めなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する者が自主防除措置を実施していないと認める場合において、地区実施計画の達成上必要があるときは、その者に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

(国機関及び関係地方公共団体の連携)

第七条の十二 国有林(森林法第一条第三項に規定する国有林をいう。)である特定森林を所管す

(地区実施計画)

第七条の十 前条第一項の基準に適合する特定森林がその区域内にある市町村は、同条第三項において準用する第七条の六第四項の規定による通知を受けた場合において、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、地区防除指針(薬剤による防除に関する事項にあつては都道府県防除実施基準、樹種転換に関する事項にあつては樹種転換促進指針)に即して、その区域内にある当該基準に適合する特定森林につき、自主防除措置の実施に関する計画(以下「地区実施計画」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 地区実施計画においては、その対象となる特定森林の区域及び当該特定森林についての自主防除措置の実施に關する事項を定めるものとする。

3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その対象となる特定森林を所有する者の意見を聽くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

2 前項の場合においては、森林組合等は、あらかじめその旨をその土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の場合においては、同項の調査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

4 都道府県は、第一項の規定による立入りにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

る国の機関及び関係地方公共団体は、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、相互に連携を図り、松くい虫等の被害対策が調和を保ちつつ行われるよう努めなければならない。

第八条第一項中「第三条第一項」及び「第五条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「前条第一号」の下に「第二項若しくは第三項」を加え、「前条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第六号」の下に「第二項若しくは第三項」を加え、「前条第一項」を「第七条第一項」に改め、「伐倒」の下に「破砕又は炭化」を加え、「行なう」を「行う」に、「枝条」を「樹木、枝条」に、「前条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第十一条中「第五条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「同条第一項」を「同条第四項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条の次に次の二条を加える。
(森林組合等による調査のための立入り)
第十二条第一項中「第五条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「同条第一項」を「同条第四項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第一項に次に二条を加える。

第十三条の二 森林組合若しくは森林組合連合会又は森林病害虫等の防除の促進を行うことを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「森林組合等」という。)は、都道府県知事の委託を受けて森林病害虫等の発生状況に関する調査を行つたため必要があるときは、その必要的限度において、当該調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の場合においては、森林組合等は、あらかじめその旨をその土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の場合においては、同項の調査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

4 都道府県は、第一項の規定による立入りにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第十三条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第十四条中「三十万円」を「五十万円」に改める。
第十五条中「十万円」を「三十万円」に改め、同号を
第二号中「検査」の下に「又は取去」を加え、同号を
同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加
える。

二 第三条第二項若しくは第三項又は第五条第
二項若しくは第三項の規定による命令に違反
した者

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行
する。

(松くい虫被害対策特別措置法の失効に伴う経
過措置)

第二条 松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十
二年法律第十八号)附則第二項の規定による失
効前の同法(以下「旧特別措置法」という)第四
条第一項に規定する都道府県実施計画において
定められている同条第一項第一号の二に掲げる
高度公益機能森林及び被害拡大防止松林の区域
は、この法律による改正後の森林病害虫等防除
法(以下「新防除法」という)第七条の五第一項
の規定により新防除法第二条第一項第一号に規
定する松くい虫について指定された高度公益機
能森林及び被害拡大防止森林の区域とみなす。

第三条 この法律の施行前に旧特別措置法第五条
第一項の規定により都道府県知事が行った特別
防除に係る国の補助及び分担金の徴収につ
いては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧特別措置法第九条の二
第一項の規定により都道府県知事が行った緊急
伐倒駆除に係る国の補助及び分担金の徴収につ
いては、なお従前の例による。

第四条 前二条に規定するもののほか、旧特別措
置法の規定によりした特別伐倒駆除又は補完伐
倒駆除に係る処分、手続その他の行為は、新防
除法の相当規定によりした処分、手續その他の
行為とみなす。

理 由

最近における森林病害虫等の発生及びその防除
の状況にかんがみ、松くい虫被害対策特別措置法
の失効に対応して、線虫類を運ぶ松くい虫その他の
特定のせん孔虫の効果的な防除を図るために、被害
木の破碎、焼却等による駆除、樹種転換等の措置
を導入するとともに、薬剤による防除を環境の保
全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に実施す
るための基準を設ける等の措置を講ずる必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における森林病害虫等の発生及
びその防除の状況にかんがみ、松くい虫被害対
策特別措置法の失効に対応して、松くい虫その
他の特定せん孔虫の効果的な防除を図るために措
置を講じようとするものであり、その主な内容
は次のとおりである。

1 森林病害虫等防除法の対象となる森林病害
虫等のうち、特別伐倒駆除、補完伐倒駆除等
の対象となるものを、松くい虫及び特定せん
孔虫として定めるものとすること。

2 農林水産大臣又は都道府県知事による駆除
命令に、特別伐倒駆除命令及び補完伐倒駆除
命令を追加するものとすること。

3 都道府県知事は、松くい虫又は特定せん孔
虫の防除の対象となる森林として、種類ごと
に高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の
区域を指定しなくてはならないものとすること。

4 都道府県知事は、高度公益機能森林を保護
し、その機能を確保する必要があると認める
ときは、樹種転換促進指針を定めなくてはな
らないものとすること。

5 都道府県知事は、樹種転換促進指針に即し
て、樹種転換を特に促進すべき森林を公表す

ることができるものとするとともに、施業そ
の他必要な事項に関し助言及び指導を行ふよ
う努めるものとすること。

6 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被
害拡大防止森林以外の森林について、必要が
あれば、市町村の地区実施計画の指針となる
地区防除指針を定めなければならないものと
すること。

7 地区防除指針で定める基準に適合する森林
が所在する市町村は、地区防除指針に即し
て、地区実施計画を定めなければならないもの
とすること。

8 農林水産大臣は、特別防除等の薬剤防除に
関する防除実施基準を定めなければならない
ものとすること。

9 都道府県知事は、必要があれば、防除実施
基準に準じて、都道府県防除実施基準を定め
なくてはならないものとすること。

10 特別防除を実施する者は、防除実施基準及
び都道府県防除実施基準に従って、環境の保
全に配慮し、薬剤の安全かつ適正な使用を確
保するとともに、地域住民等関係者の理解と
協力が得られるよう努めるものとすること。

11 森林組合、森林組合連合会、森林病害虫等
の防除の促進を行うことを目的とする民法第
三十四条法人は、都道府県知事の委託を受け
て、発生状況の調査を行うために必要がある
ときは、調査に従事する者を他人の土地に立
ち入らせることができるものとすること。

12 この法律は、平成九年四月一日から施行す
るものとすること。

二 議案の可決理由
本案は、最近における松くい虫による被害の
状況、森林の管理水準の低下等にかんがみ、松
くい虫を始めとする森林病害虫等による被害に
的確に対応できる機動的な防除システムを構築
するための措置として妥当なものと認め、原案
のとおり可決すべきものと議決した次第であ

なお、本案に対し、日本共産党から、特別防
除の命令・代執行を廃止すること等を内
容とする修正案が提出されたが、否決された。
また、本案に対し、別紙とのおり附帯決議を
付することに決した。

右報告する。

平成九年三月六日

農林水産委員長 石橋 大吉
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
〔別紙〕

案に対する附帯決議
森林病害虫等防除法の一部を改正する法律
案に対する附帯決議
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

政府は、森林の機能の高度な発揮に対する国民
の要請が高まっていることから、本法の施
行に当たり、松くい虫を始めとする森林病害虫等
の総合的な被害対策を適切かつ効果的に実施する
ため、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきであ
る。

記

一 森林病害虫等の防除の実施に当たっては、地
域における被害の発生状況に応じた機動的な防
除を的確に実施できるよう、国、都道府県、市
町村等を通じた実施体制をさらに充実・強化す
るとともに、地域の自主的な取組を促進するた
めの支援を強化すること。また、そのためには必
要な予算の確保に努めること。

二 特別防除の計画・実施に当たっては、今後とも、
地域住民の意見が十分に反映されるよう、
関心を有する広範な関係者で構成される協議会
を開催し、事前の周知徹底を図るとともに、環
境保全に留意して慎重に実施すること。また、
万一被害が発生した場合には、直ちに特別防除
を中止し、その原因究明に努め、適切な措置を
講ずること。さらに、事業の効果及び環境に對
する影響についての必要な調査を行ふこと。

三 松くい虫の防除に当たっては、将来的に、被
害水準がさらに低下するなど、特別防除を実施
する必要がなくなるような条件を整備しつつ、

百四十四条第一項及び第二項、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条並びに第二百五十二条の規定は組合の管理について、第四十七条第一項から第三項まで並びに同法第二百五十四条第三項、第二百五十五条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、第四十七条第四項並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、同法第五十九条及び商法第二百七十八条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条第二項中「総会及び理事会」とあるのは「総会」と、第五十五条第一項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過半数で」と、第五十六条第三項及び第五十九条第一項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十一条第一項第七号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第八号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十七条第三項中「商法第三百八十条」とあるのは「商法第三百八十条(監査役に関する部分を除く。)」と、第七十二条中「第二十条から第二十二条まで及び第六十八条から前条まで」とあるのは「第九十九条」と、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官」とあるのは「行政厅ハ利害関係人」と、同法第六十四条中「第六十二条」と

り、及び商法第二百四十三条中「第一二百三十九条」とあるのは「森林組合法第二百条第二項」、
「テ準用スル同法第六十条の二第三項」と、
同法第二百四十七条第一項中「取締役又ハ監
査役」とあるのは又ハ理事」と、同法第二
百四十九条第一項(同法第二百五十二条にお
いて準用する場合を含む。)中「取締役又ハ監
査役」とあるのは「理事」と読み替えるものと
する。

第三十一条第一項本文及び第四項から第六項まで、第六十二条第一項及び第三項、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条第一項から第七項まで並びに第七十八条から第八十二条まで並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条並びに第二百五十二条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、組合の設立について準用する。この場合において、第三十一条第四項中「前項」とあるのは「第二百条第三項において準用する第七十七条第七項」と、第七十四条及び第七十六条第二項中「十

人」とあるのは「五人」と、同法第二百四十三
条中「第一百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあ
るのは「森林組合法第百条第三項ニ於テ準用
スル同法第七十七条第一項ノ規定ニ依ル公告
ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四
十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」
と読み替えるものとする。

十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第二百二十二条及び第四百一十七条第一項並びに非訟事件手続法第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条ノ一、第一百三十五条ノ二、第五十二条第一項及び第三項、第一百三十六条、第五百三十七条ノ二、五百三十八条ノ一、「十人未満」を「十人」に、「五人未満」を「五人」に改め、「議決しなければならない」との下に、「民法第七十五条中「前条」とあるのは「森林組合法第一百四条第二項」を「準用する」に加え、「同法第八十九条第一項」を「准用する」に加える。

第一百一条第一項第五号中「及び林産物以外の森林の産物」を「その他の物資」に、「含む」を「含み、次号に掲げるものを除く」に改め、同項第七号中「又は育成」を「若しくは育成又は」に改め、「その他」の下に「所属員の行う事業に必要な」を加え、同条第七項中「次項」を「第九項」に、「その所属員以外」を「その所属員（以下この条において「所属員等」という。）以外」に、「所属員並びに他の連合会及びその所属員が」を「所属員等が」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項第一号の二及び第八号に掲げる事業を行つ連合会であつて、当該連合会における森林の施業に係る施設の利用の状況、当該連合会の地区に係る流域内における森林所有者の森林組合への加入及び森林の整備の状況等からみて、連合会の施設の効率的な利用による森林の整備を促進するため、前項ただし書に規定する限度を超えて所属員等以外の者に次に掲げる事業を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するもの

は、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における所属員等以外の者の利用する当該事業の分量の額が、その事業年度における所属員等の利用する当該事業の分量の額に百分の二百以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、所属員等以外の者に当該事業を利用させることができること

一 第一項第一号から第二号までに掲げる事業及びこれらとの事業に附帯する事業

二 第一項第五号及び第十一号に掲げる事業であつて、同項第一号の二に掲げる事業と併せ行うもの（同項第五号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）

第一百八条の次に次の二条を加える。

第百八条の一 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

三、連合会の破産

五

1

四 定款で定める存立時期の満了

五 第百十四条の規定による解散の命令

六 会員(准会員を除く。以下この条及び次
条(第一項第一号を除く。)において同じ。)
がいなくなつたこと。

七 会員が一人になつたこと(当該会員が生
産森林組合である場合に限る。)

八 解散の決議は、行政庁の認可を受けなけれ
ば、その効力を生じない。

第三十九条第一項、第七十九条(第一号を除く)

は、この法律の施行後も、なお従前の例によ

る。

この法律の施行前に組合の合併があった場合においては、その合併の無効の訴えに関する事項は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

8 この法律の施行の際現に存する組合の清算人で旧森林組合法第八十九条の承認を得たものについての新森林組合法第九十条第二項(新森林組合法第百九条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、新森林組合法第九十条第一項中「前項の承認を得た後」とあるのは、「森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律(平成九年法律第十一号)」の施行後に最初に招集される通常総会の終了後とする。

9 この法律の施行の際現に存する組合の清算人でこの法律の施行後最初に招集される通常総会の終了前に就職したものについての新森林組合法第九十二条において準用する商法第四百一十八条の規定の適用については、同条中「其ノ就職ノ日」とあるのは、「森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律(平成九年法律第十一号)」の施行後最初に招集セラルル通常総会ノ終了シタル日とする。

第三条 第一条の規定による改正後の森林組合合併助成法(以下「新合併助成法」という。)第三条第一項及び第四条第二項の規定は、この法律の施行後に新合併助成法第一条の規定により提出される合併及び事業経営計画について適用し、

この法律の施行前に第一条の規定による改正前の森林組合合併助成法第一条の規定により提出された合併及び事業経営計画については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第一項及び第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第一項及び第五項の規定によりなお従前の例による。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(一部改正))

第五条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(一部改正)に規定する事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(一部改正))

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとみなす。
(政令への委任)
第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとみなす。

最近における森林及び林業をめぐる情勢の変化に対応して、森林組合等の健全な発展を図るために、事業範囲の拡大、森林整備を促進するための特定の森林組合等に係る員外利用割合の引上げ、理事会の設置その他の執行体制の強化、合併及び事業経営計画の拡充及び提出期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四 森林組合連合会が、会員が一人になったことにより法定解散する場合において、その会員である森林組合等がその連合会の機能を円滑に承継することができるよう、合併と同様の手続によってその権利義務を包括承継できるものとすること。

2 森林組合合併助成法の一部改正

(一) 合併及び事業経営計画の計画内容に雇用管理の改善に関する計画を追加するとともに、事業計画の計画期間を三事業年度から五事業年度に変更すること。

(二) 合併しようとする森林組合が、合併及び事業経営計画をたて、その計画が適当であるかどうかにつき都道府県知事の認定を求めることができる期限を、平成十四年三月三十一日までとするものとすること。

第七条 この法律の施行の際現に前条の規定によ

る改正前の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十二条第二項の規定に基づいて森林組合が行っている同条第一項に規定する事業は、新森林組合法第九条第二項第五号に掲げる事業に該当するものとみなす。

1 森林組合法の一部改正
(一) 森林組合が行うことができる事業の範囲について、加工販売事業の対象を組合員の生産する物質一般に拡大するとともに、共同利用施設事業の対象を組合員の行う事業又はその生活に必要な施設に拡大するものとすること。

(二) 森林組合の施設の効率的な利用による森林の整備を促進するため、行政庁の指定する森林組合については、森林の整備に係る事業につき員外利用を組合員等の利用の一倍まで行うことができるものとすること。

(三) 理事会及び代表理事を法定化するとともに、監査機能の拡充、内部けん制機能の強化等森林組合の執行体制を整備すること。

五 森林組合連合会が、会員が一人になったことにより法定解散する場合において、その会員である森林組合等がその連合会の機能を円滑に承継することができるよう、合併と同様の手続によってその権利義務を包括承継できるものとすること。

一 議案の目的及び要旨

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
本案は、最近における森林及び林業をめぐる情勢の変化に対応して、森林組合等の健全な発展を図るために、事業範囲の拡大、指定森林組合制度の創設、執行体制の整備、広域合併の促進等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

〔二〕 森林組合が認定に係る合併及び事業経営

計画の認定に従い新設合併したときは、当該計画を林業労働力の確保の促進に関する法律上の認定を受けた計画とみなすこととする等の同法の特例を設けること。

3 施行期日等

(一) この法律は公布の日から施行するものとすること。

(二) 森林組合合併助成法の一部改正に伴い、

合併及び事業経営計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた森林組合の合併について、税法上の特例措置を設けること。

〔一〕 議案の可決理由

本案は、我が国林業をめぐる厳しい状況の下において、森林組合の経営基盤の強化を支援し、その健全な発展に資するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年三月六日

農林水産委員長 石橋 大吉

〔別紙〕

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近の森林・林業をめぐる情勢には、木材価格の低迷、林業労働力の減少・高齢化等依然として

厳しいものがある。

よって政府は、「緑と水」の源泉である森林の適切な整備と林業・木材産業の活性化を図るために、本法の施行に施策を積極的に推進するとともに、本法の施行に当たっては、森林組合がその経営基盤を強化し、森林の保全・管理の推進に一層大きな役割を果たすことができるよう、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律

平成九年一月三十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

(手数料の軽減)

第一十五条の二 税関長は、必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、前条第三項の規定により保税蔵置場又は保税工場の許可を受けた者が関税法第一百条の規定により納付すべき当該許可の手数料を軽減することができる。

第五十条の二の次に次の二条を加える。

(減価償却の特例)

第五十条の二の次に次の二条を加える。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正す

る。

第十八条の次に次の二条を加える。

(航空機燃料税の軽減)

第十八条の二 沖縄島と沖縄以外の本邦の地域(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別

措置法(昭和十九年法律第八百八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。)との間を航行する航空機で旅客の運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法(昭和四十一年法律第二号)第二条第二号に規定する航空機燃料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

第二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次の二条を加える。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五十五条第一項中「(昭和二十八年法律第七十二号)」を削る。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第六十条第一項第一号及び第三号並びに第三項、第八十二条、第八十三条第一項及び第二項並びに第八十五条第一項中「二十五年」を三十年に改める。

第六十一条 附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

ただし、第一条中沖縄振興開発特別措置法第十八

外号報

条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十五条第一項の改正規定は、平成九年七月一日から施行する。

理由

依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発等を図るため、沖縄島と本土との間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税を軽減する等の措置を講ずることとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置をそれぞれ五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発等を図るために、沖縄島と本土との間の航空運賃の引き下げに資する措置等を新たに講じることとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置をそれぞれ五年延長しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 沖縄振興開発特別措置法の一部改正

(1) 沖縄島と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機で旅客の運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料について、租税特別措置法で定めるところによると、航空機燃料税を軽減するものとすること。

(二) 税關長は、政令で定めるところにより、自由貿易地域内における保税倉庫又は保税工場の許可を受けた者が納付すべき手数料を軽減することができるものとすること。

(三) 沖縄の離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新增設した者がある場合には、当該新增設に伴い新たに取得し、又は建設した建物等について、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができるものとすること。

(四) その他所要の規定の整備を行つこと。
沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の適用期限を五年延長すること。

(二) 内國消費税の特例

1 国税関係法令の適用の特例措置のうち、次に掲げる内国消費税及び関税に関する特例措

置の適用期限を五年延長すること。

(一) 内國消費税の特例

1 県産酒類に係る酒税の軽減措置

2 撥発油税及び地方道路税の軽減措置

3 指定施設において消費する輸入ウイスキー類に係る酒税の軽減措置

(二) 関税等の特例

1 特定の製造用原料品に係る関税の軽減措置

2 発電用の特定の石油に係る関税の免除措置

3 旅客携帯品に係る関税及び内国消費税の払戻し制度

3 施行期日

この法律は、平成九年四月一日から施行すること。ただし、沖縄振興開発特別措置法の

航空機燃料税の軽減に係る改正規定は、同年七月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

沖縄の産業経済の発展に資するため、沖縄島と本土間の旅客用航空機にかかる航空機燃料税の軽減措置及び沖縄における内国消費税及び関税にかかる特例措置の延長等を行おうとする本件の趣旨は妥当と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成九年度における航空機燃料税の軽減による減収額は、約二十五億円の見込みである。

右報告する。

平成九年三月六日

〔別紙〕
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
沖縄及び北方問題に
関する特別委員長 仲村 正治

六 反還が決定した米軍施設・区域について、県民の理解をふまえ、その早期の実現に最大限の努力を払うとともに、跡地等の利用についても、総合的かつ有效地に活用されるため、適切な措置が講じられるよう努めること。

なお、米軍施設・区域の整理縮小の促進について、今後も引き続き最善の努力を傾注すること。

政府は、本法の施行に当たり、沖縄が本土復帰後二十五年を迎えるとしている今日なお、依然として厳しい経済社会情勢にあることにかんがみ、次の諸点に特段の配慮を加え、適切な施策を講ずるべきである。

七 県民からの要望の強い、いわゆる戦後処理問題及び生活環境の保全問題について、沖縄県民の心情に配慮してその解決に努めること。

右決議する。

一 沖縄の経済社会の発展と各種の格差是正に引き続き努めるとともに、第二次沖縄振興開発計画に示されている経済社会フレームの早期達成

が可能となるよう一層の努力を払うこと。

二 増大する水需要に対処し、水の安定供給を確保するため、多角的な水資源の開発を促進すること。

三 深刻化する交通渋滞を解消するため、引き続

き総合的な交通体系の整備拡充に努めること。

四 沖縄の厳しい雇用情勢に対処するため、地域の特性を生かした特色ある産業の振興を強力に推進するとともに、雇用対策を積極的に推進すること。

五 自由貿易地域に関する新たな施策の効果的な展開を図るため、自由貿易地域制度をとつている諸外国への調査を積極的に行い、沖縄経済の発展と地元産業の保護・育成の立場から、いわゆる自由貿易港、経済特別区等の検討を含め、新たな施策の実現に向けて最善の努力を払うこと。

官 報 (号外)

平成九年三月七日 衆議院会議録第十六号

第三十五年三月三十日
明治三十三年三月三十日
可便郵便局

発行所
虎ノ門二〇五
大蔵省印局 東京都港区
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体一部
配送
料一〇〇円
別一〇〇円)